

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和4年6月17日（金）

10時から

場所 第2委員会室

～審査内容～

1 議案第46号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第3回)について

(1) 歳入、歳出に係る説明

○ 2-1-13 生活安全課（歳入 19-1-1）

(2) 歳入、歳出に係る質疑

※ 歳出の説明するときに、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の実施について

1 概要

建物所有者が確知できない特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」。)第 14 条第 10 項の規定に基づき、以下のとおり略式代執行を実施する。

2 対象となる建物・敷地

所在地	厚狭駅在来線口前
構造(現況)	鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積	182.67 m ²
敷地面積	87.16 m ²
地目	宅地
建築年月	昭和 38 年 月日不詳
建物所有者	不存在 (未登記)
敷地所有者	山陽小野田市



3 主な経緯

- H30 年 10 月 隣家から「外壁等が飛散し危険である」と相談受付
建物等の所有者を調査開始
- R2 年 1 月 建物東側の外壁一部崩落を確認
- 9 月 建物の所有者等不存在を確認
- R3 年 12 月 建物南側の窓ガラス一部崩落を確認
- R4 年 4 月 緊急安全措置により、飛散のおそれのある屋上トタン屋根撤去
建物内部を立入調査(空家法第 9 条)
空家等対策協議会で特定空家等の認定について承認
- 5 月 空家等対策協議会特定空家等対策部会による現地調査
緊急安全措置により、建物東側に外壁飛散防止ネット設置
空家等対策協議会(5/18)で略式代執行の措置の方針について承認

4 略式代執行の判断基準

建物全体は非常に危険な状態であり、地域住民や通行者の安全を確保するため、行政代執行法を参酌し、早急に建物を除却して生活環境の保全を図る必要がある。

※行政代執行法第2条に定める代執行の要件に合致

①補充性の要件（他の手段によってその履行を確保することが困難）

→早急な解決のためには他の手段がない

②公益性の要件（その不履行を放置することが著しく公益に反する）

→このまま放置することにより、地域住民や通行人の生命・身体に重大な被害を及ぼしかねない

5 措置の内容

- ・ 建物の除却（土間下までの解体）
- ・ 動産の処分（建物内の残置物の処分）

6 スケジュール

- ・ 家屋調査
- ・ 事前の公告（空家法第14条第10項）：2週間
- ・ 略式代執行実施：約2か月

7 措置等の費用

- ・ 建物除却：28,314千円（税込）
- ・ 動産処分：2,000千円（税込）
- ・ 家屋調査：7,683千円（税込）



全景



東側 (バス停側)



西側



北側



内部

3F 天井



○空家等対策の推進に関する特別措置法（抄）

（平成26年11月27日 法律第127号）

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（特定空家等に対する措置）

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4～9 [略]

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

○行政代執行法（抄）

（昭和23年5月15日 法律第43号）

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。